

高浜町同窓会開催事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 高浜町同窓会開催事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、高浜町補助金等交付規則（平成15年6月16日高浜町規則第6号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この補助金は、高浜町在住者・出身者による同窓会開催を支援することにより、ふるさと高浜町の魅力の再確認を促すとともに、Uターン促進による定住人口の増加と地域経済の活性化に寄与するために、高浜町内で開催される同窓会に要する経費の一部について、補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 高浜町立小学校、高浜町立中学校をいう。
- (2) 同窓会 同一の学校の卒業生で、学級、学年、学校及びクラブ部活動の単位（複数の学級で行うものも含む。）で開催される親睦会をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、同窓会の主催者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、町内の学校を卒業した者のうち、当該年度内に20歳から39歳に達する者により行う同窓会とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高浜町内で開催される同窓会であること。
- (2) 10名以上の出席で開催されるもので、うち町外在住者が5名以上出席するものであること。ただし、内浦小中学校卒業生で開催される同窓会についてはこの限りではない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助事業者が同窓会を開催するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 開催案内文書の作成や送付に必要な印刷経費及び通信経費
- (2) 町内の飲食店等に支払う同窓会の開催経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額、又は出席人数に3,000円を乗じて得た額、又は15万円のいずれか低い額とする。

2 同一の同窓会への補助金の交付は、1回に限る。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとするときは、高浜町同窓会開催事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別紙1)

(2) 収支予算書(別紙2)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書(様式第2号)を、主催者に通知するものとする。

3 第1項の申請書の提出期限は、同窓会の開催予定日の14日前までとする。

(補助金交付の条件)

第9条 同窓会の出席者に対して、町が提供するパンフレット等の配布を行うとともに、出席者名簿により移住・定住等に関する情報提供等を行う場合があることを周知すること、また、移住・定住等に関するアンケート(別添)に協力することを、補助金の交付条件とする。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 町長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消すことができる。

(1) 第5条に既定する補助事業の要件に反している事実が認められたとき。

(2) 虚偽その他不正な行為によって補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他町長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金交付申請内容の変更等)

第11条 第8条第2項の規定により交付決定通知を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、申請内容の変更又は中止しようとするときは、速やかに高浜町同窓会開催事業補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の変更承認)

第12条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更交付するかどうかを決定し、その旨を高浜町同窓会開催事業補助金変更承認決定通知書(様式第4号)により補助申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から10日以内に

補助対象事業の成果を記載した実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書（別紙3）
- （2）収支決算書（別紙4）
- （3）出席者名簿（別紙5）
- （4）事業に要した費用の領収書等の写し
- （5）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 町長は、補助事業の完了の報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査により、交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は特に必要があると認めるときは、補助金を概算払又は前金払により交付するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。